別表十七（三の九）　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第６項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第６項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「請求権等勘案合算割合　⑻」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の14第２項第１号（課税対象金額の計算等）又は第39条の114第２項第１号（個別課税対象金額の計算等）に定める割合を記載すること。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「⑽のうち持株割合25％以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額（⑿に該当するものを除く。）　⑾」の欄は、租税特別措置法第66条の６第６項第１号イ又は第68条の90第６項第１号イに掲げる他の法人から受ける剰余金の配当等（法第23条第１項第１号（受取配当等の益金不算入）に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいい、同項第２号に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ。）の額を記載すること。

4　「⑽のうち持株割合10％以上等の資源関連外国子法人から受ける剰余金の配当等の額　⑿」の欄は、租税特別措置法第66条の６第６項第１号ロ又は第68条の90第６項第１号ロに掲げる他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額を記載すること。

5　「総資産の帳簿価額　⒅」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第５項第１号又は第39条の117の２第５項第１号（部分適用対象金額の計算等）に掲げる金額を記載すること。

6　「⒁に係る株式等の帳簿価額　⒆」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第５項第２号又は第39条の117の２第５項第２号に掲げる金額を記載すること。

7　「㉒のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額　㉔」の欄は、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社（租税特別措置法第66条の６第２項第６号又は第68条の90第２項第６号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同法第66条の６第２項第７号又は第68条の90第２項第７号に規定する外国金融子会社等を除く。第13号において同じ。）（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この号及び第13号において同じ。）の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。）でその本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額を記載すること。

8　「㉒のうち一定の割賦販売等に係る利子の額　㉕」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第10項第１号又は第39条の117の２第10項第１号に掲げる利子の額を記載すること。

9　「㉒のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額（㉔に該当するものを除く。）　㉖」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第10項第２号及び第３号又は第39条の117の２第10項第２号及び第３号に掲げる利子の額を記載すること。

10　「㊶のうちヘッジ取引として行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額　㊷」の欄は、租税特別措置法施行規則第22条の11第13項各号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第22条の76第11項各号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げるデリバティブ取引等（同令第22条の11第13項各号列記以外の部分又は第22条の76第11項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この号において同じ。）に係る利益の額又は損失の額（同令第22条の11第14項又は第22条の76第12項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行つた全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載すること。

11　「㊶のうち短期売買商品損失額を減少させるために行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額（㊷に該当するものを除く。）　㊸」の欄は、法第61条第１項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品に相当する資産の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引（法第61条の５第１項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）に係る利益の額又は損失の額（租税特別措置法施行規則第22条の11第18項において準用する同条第14項又は同令第22条の76第16項において準用する同条第12項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行つた全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額）を記載すること。

12　「㊶のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額（㊸に該当するものを除く。）　㊺」の欄は、法第61条の５第１項に規定するその他財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を記載すること。

13　「㊶のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額（㊷から㊺までに該当するものを除く。）　㊻」の欄は、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第２条第22項各号（定義）に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が行う同条第13項に規定する外国商品市場取引及び同条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額を記載すること。

14　「その他の金融所得に係る損益の額（㉑、㉙、㉜、㊴、㊼又は㊿に該当するものを除く。）　51」の欄は、租税特別措置法第66条の６第６項第１号から第６号まで又は第68条の90第６項第１号から第６号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（これらの各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）を記載すること。

15　「51のうちヘッジ取引として行つた一定の取引に係る損益の額　52」の欄は、租税特別措置法施行規則第22条の11第21項において準用する同条第13項各号又は同令第22条の76第19項において準用する同条第11項各号に掲げるデリバティブ取引等（同令第22条の11第21項において準用する同条第13項各号列記以外の部分又は同令第22条の76第19項において準用する同条第11項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この号において同じ。）に係る利益の額又は損失の額（同令第22条の11第21項において準用する同条第14項又は同令第22条の76第19項において準用する同条第12項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行つた全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載すること。

16　内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第６項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第６項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。